

はじめに

人口減少や少子高齢化の進行、女性の社会進出、地域コミュニティの希薄化などにより、地域を取り巻く状況が大きく変化するなか、すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てができる社会を実現するためには、地域社会全体で力を合わせ良好な子育て環境をつくり上げていくことが重要です。

このようななか、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定し、市町村に対し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けました。これを受け、本市においては、平成27年度からの5年間を第1期とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、令和元年度をもって計画期間が終了することから、第1期の計画を評価・検証し必要な見直しを行うとともに、新たに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画としても位置付け、このたび令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この新たな計画のもと、子育て世代が、安心して子どもを産み育てやすい環境を整備し、保育や教育環境を一層充実させ、子どもたちの健全な育成が図られるよう、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、子ども・子育て家庭に関する施策の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

本計画の策定にあたり、函館市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。



令和2年3月

函館市長 工 藤 壽 樹